

令和 8 年度デートDV 防止講座・性教育専門家派遣事業実施要項（国立・私立学校用）

（目的）

第 1 近年、配偶者からの暴力のみならず、若い世代の恋人からの暴力（以下「デートDV」という。）が問題となっていることから、将来のDV 被害者及び加害者を生まないための予防啓発が求められている。また、性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり深刻な影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組を強化していく必要がある。このことから、将来、加害者、被害者、傍観者にならないため各学校に対し、地域の専門家を講師として派遣し、自分や相手、一人一人を尊重する教育や生命の尊さを学び生命を大切にする教育を推進し、人権と性に関する理解を深めることを目的とする。

（事業内容）

第 2 本事業は、県内の各学校が実施するデートDV 防止講座・性教育に対して、予算の範囲内において県が講師の派遣を行う事業とする。

（対象機関）

第 3 本事業の対象機関は、県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（仙台市立学校を除く。）その他子ども・家庭支援課が特に認める機関とする。

（実施方法）別紙 1 参照

第 4 講師の派遣を希望する対象機関は、講師派遣依頼書（別紙様式 1）を別に定める期日までに、子ども・家庭支援課宛て提出する。

2 実施校の決定については、調整後、子ども・家庭支援課より対象機関宛て通知する。

3 講師選定・日程調整等は対象機関で行う。

4 対象機関は、事業実施後、以下の書類を期限内に、子ども・家庭支援課宛て提出する。

（1）事業実施後 1 週間以内に提出

ア 事業報告書（別紙様式 2）

イ 口座振替依頼書（個人）又は委任状兼口座振替依頼書（法人）

ウ 交通経路及び交通手段確認票

（2）事業実施後 1 か月以内に提出

アンケート集計表（別紙様式 3－2）

5 子ども・家庭支援課は、前項の報告により、講師宛て謝金等の支払いを行う。

（その他）

第 5 この要項に定めのない事項については、子ども・家庭支援課の指示によるものとする。